

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第3回総会 議事録

■日時 平成30年6月26日（火）午前9時59分～午前10時53分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池邊委員、池本委員、奥委員、小林委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、谷川委員、寺島委員、西川委員、平林委員、宮越委員、義江委員

■議事内容

1 「東京都環境影響評価制度の見直しについて 中間のまとめ（案）」について

⇒ 施設更新時の手続の明確化、事業内容等変更時の手続要件の明確化、事業者のより主体的な手続実施の仕組み、氏名等の公表に係る条例規定の見直し及び環境影響評価図書の電子データ化とそのあり方について特別部会で取りまとめた中間のまとめを、全会一致で知事へ報告

2 答申

(1) 「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」特例環境配慮書

⇒ 特例環境配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価書案に相当するものと認められること並びに騒音・振動、景観及び廃棄物に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(2) 「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに騒音・振動に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(3) 「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染及び騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事後調査報告書	・渋谷駅街区開発事業（工事の施行中その1）	平成30年6月15日
	・（仮称）有楽町一丁目計画建設事業（工事の施行中）	平成30年6月5日
2 変更届	・大日本印刷市谷工場整備事業	平成30年6月15日
3 完了届	・（仮称）有楽町一丁目計画建設事業	平成30年6月5日

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第3回総会
速 記 録

平成30年6月26日(火)

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前9時59分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、お暑い中、またお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員21名のうち16名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

本日は、初めに、昨年12月21日に諮問させていただきました環境影響評価制度の見直しについての中間のまとめを、特別部会の部会長である柳会長に御報告いただくことになってございます。後ほど、本日出席の和賀井環境局長に中間のまとめを渡していただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成30年度第3回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございまして、よろしくお願いいたします。

○柳審議会会長 はい、わかりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第退出されて結構です。

それでは、ただいまから平成30年度東京都環境影響評価審議会第3回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第に従いまして、初めに、昨年12月に諮問を受けました東京都環境影響評価制度の見直しについて、その後に答申3件及び受理報告を受けることといたします。

それでは、「東京都環境影響評価制度の見直しについて 中間のまとめ(案)」についてです。

東京都環境影響評価制度の見直しにつきましては、昨年12月21日に東京都環境影響評価審議会に諮問され、審議会から環境影響評価制度を検討、特別部会へ付議いたしました。これまでの特別部会における審議について、特別部会長である私から御報告いたします。

お手元の資料の1の29ページの審議の経過をご覧ください。

東京都環境影響評価制度の見直しについて、1月から5回にわたり施設の更新時の手続の明確化を中心に課題や今後の方向性を審議いたしました。また、事業内容等の変更時の手続

要件の明確化ですとか審議会への事業者の参加など、更新以外の制度運用上の課題についても検討してまいりました。そして、昨日の特別部会で制度見直しの考え方を中間のまとめ案として取りまとめたという次第でございます。

以上、これまでの経過を御説明いたしました。詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント条例担当課長 それでは、3ページをご覧ください。

「第1 東京都環境影響評価制度の見直しに関する諮問及び審議の経緯」を記載してございます。

昭和55年に条例制定以来37年が経過しまして、今後、更新期を迎える施設の増加が見込まれるため、施設の更新の要件の明確化など、手続をより適切で分かりやすいものに見直すことが必要であるとして、当審議会は都知事から諮問を受け、特別部会を設置して専門的見地から検討してきた旨記載してございます。

続きまして、次の第2に、制度の見直しの具体的な内容について記載してございます。

初めに、1(1)で、施設更新時等の手続の明確化について記載してございます。

現状と課題でございますが、まず、更新時において手続を行う必要性を3点記載してございます。

4ページをご覧ください。

現在は、施設の更新についての規定はございませんが、今後施設の更新の増加が見込まれることから、より適正かつ円滑に手続を行うために、施設の更新が本制度の対象となることを明確化する必要があるとしてございます。

今後の方向性でございますけれども、アで、まず更新の定義につきまして、記載を例示のとおり分かりやすい規定を置くことが適当であるとしてございます。

続きまして、イで、更新の要件を対象事業の種類ごとに定めることが適当であるとして、詳細につきましては別表に示すとおりとしてございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

道路や鉄道等の更新につきましても、環境への影響を考慮して、高架や橋梁等の橋脚、桁等を除去して設置するような場合には対象事業とすることが適当であるとしてございます。

それから、ウで、更新以外の要件といたしまして、鉄道等と同様に、道路や送電線路の移設についても対象として規定することは適当であるとしてございます。

次に、(2)で、事業内容等変更時の手続要件の明確化について記載してございます。

現状と課題でございますが、変更届は軽微な変更の場合、届出を不要としています。その要件について具体的な定めがございません。しかしながら、変更届の提出は事業者にとって一定の負担を伴うため、要件の明確化が必要であるとしてございます。

6 ページをご覧ください。

今後の方向性でございますけれども、アに記載のとおり、変更届は、都が変更内容を正確に把握し、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めるなど、適正な手続の実施に欠かせません。こうした変更届の意義を踏まえまして、具体的な要件の設定を行う必要があるとしてございます。

7 ページをご覧ください。

これは、事業内容等の変更時の手続のフロー図でございますけれども、変更届が不要となる具体的な要件につきまして、真ん中の四角囲みの中に①から④まで明確に規定しているところでございます。

8 ページをご覧ください。

2の(1)で、事業者のより主体的な手続実施の仕組みといたしまして、審議会への事業者の参加について記載してございます。

現状と課題で、現在は審議会への事業者の出席等に係る規定がなく、審議会への説明を都が担ってございますが、本制度の趣旨からすれば、事業者が事業内容等についての説明責任を果たすべきであるとしてございます。

今後の方向性で、審議会は、事業者に対して審議会へ出席し、審議会において説明を求めることができる旨を明文化すべきとしてございます。

続きまして、(2)で、氏名等の公表に係る条例規定の見直しについて記載してございます。

現状と課題で、他の自治体では手続違反があれば勧告等を行い、それでも是正されないときは氏名等の公表するのが一般的でございますが、都の現行規定では勧告等の定めがないとしてございます。

今後の方向性で、手続違反が認められるときは、氏名等の公表前に、必要な措置を講ずるよう勧告する規定を設けることが適当であるとしてございます。

それでは、9 ページをご覧ください。

(3)で、環境影響評価図書の電子データ化とその公表のあり方について記載してございます。

現状と課題で、現在の図書の公表は、紙媒体の閲覧、貸出しが中心でございますが、ウェ

ウェブサイトでの公表は図書の概要のみである旨記載してございます。

今後の方向性で、都民の利便性を考慮いたしまして、ウェブサイトに図書の全文を掲載するなど積極的に公表するべきであるとしてございます。

次に、3 その他で、今回検討した事項以外にも、将来的に検討すべき事項につきまして、答申に向けた審議等も踏まえ、検討していく必要があるとしてございます。

11 ページから 23 ページまでは別表でございます。この別表では、条例の対象事業全てにつきまして、それぞれ新設等、増設等、更新等の3区分に分けて整理いたしまして、新たに定めます更新等の要件を詳細に記述しているところでございます。なお、新たに定める部分は下線で示してございます。

25 ページからは参考資料でございまして、諮問趣旨、委員名簿、審議経過をそれぞれ掲載してございます。

以上で、資料1に関する説明は終わります。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、池本委員。

○池本委員 2点あるんですけども、1つは、更新についての手続を明確化するなどを行ったことによって、案件が増えることになるのでしょうか。それともこれまで行っていた人たちがやらなくなる方向になるのか、そちらを教えていただけたらなというふうに感じました。

もう1点が、3番の図書のインターネットとかでの公表に関してなんですけど、こちらで事後調査についての扱いがなかったと思うんですが、そちらについてはどのように考えられているのか教えていただけますでしょうか。

○松岡アセスメント条例担当課長 では、今の御質問に対してお答えいたします。

まず1点目でございますが、案件につきましては、これまで更新の対象として明記されていなかったものについては新たに対象となりますので、そういった意味では増えてくる可能性もあるというふうにご考えてございます。

それから、2点目でございますけれども、事後調査報告書につきまして、それを公表するかどうかにつきましては今後検討させていただきたいと思っております。

○柳審議会会長 ただいまの御質問の事後調査報告書ですけども、ここでは図書と書いてあって、事後調査報告書も図書なんです。ですから、一応は含んでいると考えてこういう規定を置いているということです。現状と課題では環境影響評価書等ということで、事後調

査報告書について触れていないだけです。ですので、入れないということは特に考えていないということです。また、この点については、最終答申で明確にしていきたいというふうに思っておりますけれども、一応含むということで対応したいと思っております。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特別部会報告につきましては、適当であると御承認いただいとものとさせていただきます。皆様には、御承認いただきました内容に従いまして東京都知事への中間のまとめの御報告をさせていただきます。

それでは、ただいまから和賀井環境局長に中間のまとめをお渡ししたいと思います。

(中間まとめ手交)

○柳審議会会長 それでは、ここで和賀井局長から一言お願いいたします。

○和賀井環境局長 ありがとうございます。それでは、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま柳会長から、環境影響評価制度の見直しについて中間のまとめを頂戴いたしました。柳会長、特別部会の委員の皆様を初めまして審議会の皆様には、大変お忙しい中、昨年12月からのわずか半年余り、短期間の間に集中的に御審議いただき、具体的かつ時代に即した御提言を賜り誠にありがとうございます。いただいた提言は、今後の制度の見直しに生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

現在は、お話にありますように、高度成長期に整備しました施設が次々と更新の時期を迎えているという時代の転換点にあるかというふうに思いますが、我々が目指します環境先進都市東京の実現に向けましては、大規模な更新等の事業に伴う環境影響を未然に防ぐアセスメント制度の仕組みがより一層重要なものになるというふうに考えてございます。最終答申まで、まだ詰めなければならない点があるかとは思いますが、今後とも審議会の皆様には、ぜひ様々な課題について御審議をいただきまして、改めて答申をいただければというふうに思っております。

以上をもちまして私からの御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○柳審議会会長 和賀井局長、ありがとうございました。

局長は、この後の御予定のため、ここで御退席されます。御了承のほど、よろしく願いいたします。

(和賀井環境局長退席)

○柳審議会会長 それでは、引き続き審議を進めたいと思います。

それでは次に、「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南

野三丁目間) 建設事業」特例環境配慮書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議いたしましたので、その結果について町田第一部会長から報告を受けることといたします。

それでは、よろしく願いいたします。

○町田第一部会長 はい、承知しました。

それでは、報告をいたします。資料2をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をしてください。

○森本アセスメント担当課長 はい、分かりました。読み上げさせていただきます。

平成30年6月26日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」特例環境配慮書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は、別紙のとおりです。

別紙は、右の32ページでございます。

「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」に係る特例環境配慮書について

第1 審議経過

本審議会では、平成29年11月28日に「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業」特例環境配慮書について諮問されて以降、部会における審議を重ね、配慮書において示された複数の対象計画案について提出された都民の意見及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は34ページでございます。続けます。

第2 審議結果

本事業の配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準を満足しているが、計画道路の一部には車道と沿道の住宅地の高低差が一律でない区間が存在し、本事業による影響が懸念されていることから、環境保全のための措置を徹底すること。

33 ページをお願いいたします。

【景観】

計画道路において新たに擁壁が出現することについて、周辺住民や関係市長による景観への影響の懸念が示されていることから、擁壁の設計に当たっては周辺環境に配慮するよう検討すること。

【廃棄物】

環境保全のための措置として、撤去路盤やガードレール等の鉄製金属について、再利用または再資源化に努めるとしているが、その排出量等が示されていない。しかし、本事業は、延長約 5.5km の道路の改築をするものであり、相当量が発生すると考えられることから、排出量、再利用・再資源化量等についても予測・評価すること。

以上でございます。

○町田第一部長 それでは、審議の経過について御報告をいたします。

本特例環境配慮書は、平成 29 年 11 月 28 日に審議会に諮問され、第一部に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における 5 回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本特例環境配慮書に対しまして、都民から 14 件の意見書の提出がありました。また、関係市長である多摩市長、稲城市長及び町田市長、並びに近隣県市長である川崎市長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。また、都民の意見を聞く会では 6 名の方から口述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本特例環境配慮書における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められますが、環境影響評価書を作成するに当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めること

といたしました。

次に、指摘の内容について御説明をいたします。

本事業は、多摩市聖ヶ丘五丁目～同市南野三丁目までの約 5.5km の区間において平面構造及び橋梁構造により本線往復 4 車線の道路を整備するものであります。対象事業の種類は、道路の改築でございます。

次に、答申案の内容について御説明をいたします。

まず、騒音・振動の意見ですが、自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは環境基準を満足するとしておりますが、計画道路の一部には車道と沿道の住宅地の高低差が一律でない区間が存在し、影響が懸念されていることから、環境保全のための措置を徹底することを求めるものでございます。

次に、景観の意見ですが、計画道路において新たに擁壁が出現することについて、周辺住民や関係市長による景観への影響が懸念されていることから、擁壁の設計に当たっては周辺環境に配慮するよう検討することを求めるものでございます。

最後に、廃棄物の意見ですが、撤去路盤やガードレール等の鉄製金属について再利用又は再資源化に努めるとしてはありますが、その排出量等が示されておらず、本事業は延長約 5.5km の道路の改築であり、相当量が発生すると考えられることから、排出量等についても予測・評価することを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で、答申書のかがみを配付してください。

(かがみ配付)

○柳審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

○森本アセスメント担当課長 はい。

30 東環審第 14 号

平成 30 年 6 月 26 日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～
南野三丁目間）建設事業」特例環境配慮書について（答申）

平成 30 年 11 月 28 日付 29 環総政第 526 号（諮問第 476 号）で諮問があったこのこと
について、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほどと同じ内容でございます。

以上でございます。

○柳審議会会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

次に、「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」環境影響評価書
案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会で審議いたしましたので、その結果について平手第二
部会長から報告を受けることといたします。よろしくお願ひいたします。

○平手第二部会長 それでは、まず資料の 3 をご覧ください。

初めに、部会を取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○真田アセスメント担当課長 それでは、資料の 3、35 ページでございます。

平成 30 年 6 月 26 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平手 小太郎

「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」
環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

36 ページをお開きください。

「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評
価書案について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 29 年 12 月 21 日に「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）
連続立体交差事業」環境影響評価書案について諮問されて以降、部会における審議を重ね、

都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、37 ページの記載のとおりでございます。

第2 審議結果でございます。

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

1 本事業は工事が長期間にわたる上、予測値が勧告基準と同程度の工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めること。

2 工事の完了後における鉄道騒音について、高さ方向の予測を2 地点で実施しているが、本事業区間については高架に近接して中高層の住宅等が存在し、かつ急曲線区間であることから、完了後の鉄道騒音の実態を適切に把握し、必要に応じてより一層の環境保全のための措置を検討すること。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成 29 年 12 月 21 日に当審議会で諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における2 回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、区民から意見書の提出がありました。また、関係区長である港区長及び品川区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。また、都民の意見を聞く会では、1 名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、京浜急行湘南線の泉岳寺駅から新馬場駅までの約 1.7km の区間において連続立体交差化するものであり、対象事業の種類は鉄道の改良でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

騒音・振動の意見ですが、本事業は長期間にわたる上、予測値が勧告基準と同程度の工種があることなどから、周辺住民に工事内容を十分に説明するとともに環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響の低減に努めることを求めるものなどの意見でございます。

以上で御報告を終わります。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書のかがみを配付してください。

(かがみ配付)

○柳審議会会長 答申書を読み上げてください。

○真田アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

30 東環審第 16 号

平成 30 年 6 月 26 日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」

環境影響評価書案について（答申）

平成 29 年 12 月 21 日付 29 環総政第 694 号（諮問第 479 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほどと同じ内容でございます。

以上でございます。

○柳審議会会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

次に、「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行

います。

この案件につきましては、第一部会で審議いたしましたので、その結果について町田第一部会長から報告を受けることといたします。よろしくお願いいたします。

○町田第一部会長 それでは、資料4をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をしてください。

○森本アセスメント担当課長 はい、分かりました。読み上げさせていただきます。

平成30年6月26日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は、1枚おめくりいただきまして、39ページをお願いいたします。

「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、平成30年4月13日に「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長等の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は、右の40ページにあります。

第2 審議結果

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施することから、そのデータの活用方法について分かりやすく記載すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業では既存施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○町田第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について報告をいたします。

本調査計画書は、平成30年4月13日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

本事業は、小平市中島町2番1号に位置する、約19,800㎡の計画地において、既存のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を撤去し、新たにごみ焼却施設の建設を行うものであり、対象事業の種類は、廃棄物処理施設の設置でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、大気汚染の意見ですが、高層気象の調査及び風洞実験を実施していることから、そのデータの活用方法について分かりやすく記載することをまとめるものでございます。

次に、騒音・振動の意見ですが、建設機械の稼働に伴う騒音・振動について、予測の対象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としておりますが、本事業では既存施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について予測・評価することを求めるものなどでございます。

本調査計画書に対しましては、都民からの意見はありませんでしたが、周知地域市長である小平市長、東大和市長、武蔵村山市長、立川市長及び国分寺市長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項について留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの御報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。

いますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。事務局で答申書のかがみを配付してください。

(かがみ配付)

○柳会長 それでは、答申書を読み上げてください。

○森本アセスメント担当課長 読み上げさせていただきます。

30 東環審第 15 号

平成 30 年 6 月 26 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳憲一郎

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価調査計画書について (答申)

平成 30 年 4 月 13 日付 30 環総政第 79 号 (諮問第 485 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほどと同じ内容でございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは、次に受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、受理関係について御報告をいたします。

お手元の資料 41 ページをご覧ください。

今回受理報告なんです、事後調査報告書が 2 件、変更届が 1 件、完了届が 1 件を受理してございます。

それでは、受理報告につきまして、各担当から御説明をさせていただきます。

まずそれでは、42 ページのほうをお開きください。

まず、事業名が渋谷駅街区開発事業でございます。

お手元でございます、「渋谷駅街区開発事業」に係る事後調査報告書(工事の施行中その 1) について説明をさせていただきます。

事業の種類につきましては、高層建築物の新築でございます。

それでは事後調査報告書の 4 ページをお開きください。規模でございます。

計画地は渋谷駅の駅前でございます、渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目・二丁目ござ

います。敷地面積が約 15,300m²、建築面積が約 15,000m²でございます。延床面積が約 268,000m² となつてございます。

それでは、隣の 5 ページをご覧ください。

今回の事業の建物最高高さですが、東棟については、1 番高い建物、こちらが約 230m、一番左側にある西棟については約 76m、中央棟が約 61mでございます。

駐車台数が約 643 台でございます。

主要用途としては、事務所、店舗、駐車場等となつてございます。

工事予定期間としては、平成 26 年度～平成 39 年度となつてございまして、現在東棟の工事中となつております。供用開始予定は、東棟が平成 31 年度、西棟と中央棟が平成 39 年度となつてございます。

それでは、42 ページの資料の方にお戻りください。

今回事後調査の区分としては工事の施行中その 1、調査項目・事項は大気汚染、騒音・振動でございます。

まず、大気汚染でございます。

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度でございますが、二酸化窒素の期間平均値 (0.037ppm～0.045ppm) は、予測結果 (0.051595ppm) を下回つてございます。日平均値の最高値 (0.045ppm～0.055ppm) は、予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足してございました。

浮遊粒子状物質の期間平均値は、期間平均値 (0.031 mg/m³) は、予測結果を下回つており、日平均値の最高値 (0.043 mg/m³) は予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足していたという状況でございます。

騒音・振動でございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音でございますが、騒音レベル (L_{A5}) の事後調査結果 (73dB～78dB) は、予測結果と同値又は下回つたという状況です。また、環境確保条例に基づく勧告基準を下回つておりました。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動でございます。振動レベル (L₁₀) の昼間稼働時間帯の事後調査結果 (38dB～46dB) は、予測結果を下回つており、また、環境確保条例に基づく勧告基準を下回つていたという状況でございます。

苦情の有無につきましては、なしでございます。

以上でございます。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料 43 ページをお願いいたします。

「(仮称) 有楽町一丁目計画建設事業」の事後調査報告書(工事の施行中)について、御説明いたします。

事業の種類は、高層建築物の新築でございまして、規模についてはご覧のとおりです。千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号に位置する、敷地面積約 10,700m²において、最高高さ約 192m、業務、商業、駐車場等の用途の建築物を新築するものでございます。工事予定期間は、平成 25～平成 29 年度、供用開始は平成 29 年度でございます。

事後調査の区分、それから調査項目・事項はご覧のとおりでございます。

調査結果の内容についてでございます。

まず、大気汚染についてです。

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度は、二酸化窒素の期間平均値、日平均値の最高値はともに予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足してございます。また、浮遊粒子状物質の期間平均値、日平均値の最高値はともに予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足してございます。

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度は、二酸化窒素の期間平均値、日平均値の最高値はともに予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足してございます。

続きまして、騒音・振動でございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動につきましては、騒音レベル(L_{A5})の事後調査結果は、一部の時間帯で予測結果及び環境確保条例に基づく勧告基準を上回り、その理由としましては、工事用車両の車路を避けるため、敷地境界付近においてクローラクレーン等が稼働していたことが考えられるとしてございます。振動レベル(L₁₀)の事後調査結果は、予測結果を下回り、環境確保条例に基づく勧告基準を下回ってございます。

続きまして、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動についてでございますが、騒音レベル(L_{Aeq})の事後調査結果は、2 地点で予測結果を上回り、3 地点で環境基準を上回ってございます。予測を上回った理由としましては、計画地に隣接する道路であり、本事業による建設作業騒音等の影響により、周辺の騒音レベルが上昇していたことが考えられるとしてございます。

振動レベル(L₁₀)の事後調査結果は、2 地点で予測結果を上回り、全ての地点で環境確保条例に基づく規制基準を下回ってございます。予測時よりも工事用車両の走行台数は下回っ

ているため、工事用車両による影響は小さいと考えられるとしてございます。

続きまして、その他（土壌汚染）でございます。

環境確保条例第 117 条に基づく地歴調査及び土壌汚染状況調査を行った結果、汚染土壌は確認されなかったとしてございます。

苦情の有無につきましては、騒音・振動に関する苦情が 4 件ございまして、近隣施設の営業時間中に解体作業を禁止すること、騒音・振動の発生が懸念される場合、事前に連絡するなどの対応を行ったとしてございます。

なお、この本案件につきましては、41 ページにございますとおり、完了届が平成 30 年 6 月 5 日付で提出されてございます。

以上でございます。

○真田アセスメント担当課長 それでは、続きまして 44 ページでございます。

お手元でございますホチキスどめの大日本印刷市谷工場整備事業と書かれました変更届、こちらを用いまして御説明をさせていただきます。

事業名は、大日本印刷市谷工場整備事業でございます。事業の種類は、高層建築物の新築、工場の設置でございます。

それでは、変更届の 3 ページをご覧ください。

計画でございます。計画地が新宿区市谷加賀町 1-1-1 他、敷地面積が約 54,900m²、建築面積が約 36,000m²、延床面積が約 237,600m²でございます。

それでは、変更届の 5 ページをご覧ください。

5 ページに今回の事業計画の断面図が載っております。最も高い建物は、中ほどにあります、中央街区と書かれましたオレンジ色のビルで約 125m の高さでございます。今回の施設の用途としては、事務所、印刷工場、地域開放型施設、駐車場等となっております。駐車台数としては、約 600 台となっております。工事予定期間、第Ⅲ期工事が平成 28 年 8 月～平成 38 年 3 月となっております。

5 ページの上の図を見ていただきますと、Ⅰ期工事、Ⅱ期工事、Ⅲ期工事という形で図面が並んでいると思います。現在、Ⅰ期工事、Ⅱ期工事は完了し、現在Ⅲ期工事中となっております。供用開始予定としては、平成 38 年 3 月を予定してございます。

それでは、資料の方 44 ページにお戻りください。

今回の変更理由ですが、建設物価の上昇、あるいは建設会社の労務不足等の社会の情勢変化の影響を受けて、当初の事業計画の見直しが必要となった。この結果、Ⅲ期工事の工事予

定期間と供用開始予定を変更する。これに伴い、施工計画を変更するというものでございます。

変更内容としては、変更後と変更前をご覧くださいませとおり、工事予定期間が変更前は平成30年12月までであったものが、平成38年3月（うち、平成32年の7月～平成36年5月までは休止）という形になってございます。供用開始予定としては、平成30年12月が平成38年3月となってございます。

今回の変更に伴いまして、一番下の欄でございませ。環境影響評価項目の再評価結果でございませが、工事工程の変更に伴い施工計画が変更になるが、建設機械及び工事用車両のピーク時期における台数は同数又は減少することから、予測・評価の見直しは行わないとしてございませ。

最後に、「(仮称)有楽町一丁目計画建設事業」の完了届につきましましては、特に説明については省略をさせていただきます。

受理報告に関しましては、以上でございませ。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましまして、何か御質問等ございませでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、受理関係につきましましてはこれで終わりたいと思ひませ。

そのほか何かございませでしょうか。

どうぞ。

○松岡アセスメント条例担当課長 事務局から御報告させていただきます。

環境影響評価制度の見直しについてでございませけれども、本日御報告いただきました中間のまとめにつきましまして、今月末から来月の下旬にかけまして、都民の皆様方の意見の募集を開始したいと考えてでございませ。意見を取りまとめた後に、さらに最終答申に向けた御審議をお願いいたしたく、よろしくお願ひいたします。

○柳会長 そのほか何かございませでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わります。皆様どうもありがとうございますとございませ。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前 10 時 53 分閉会)